

速報

司法行政による無断伐採の認定条件の検討 —宮崎県南部における民事訴訟の争点を手がかりに—^{*1}

御田成顕^{*2}・知念良之^{*3}・尾分達也^{*3}

御田成顕・知念良之・尾分達也：司法行政による無断伐採の認定条件の検討—宮崎県南部における民事訴訟の争点を手がかりに—九州森林研究 73：91－94，2020 国内における無断伐採が問題となっており，不明瞭な山林境界が誤伐と盗伐との司法判断を困難にさせることが法的対応の支障となっている。そこで本研究では，宮崎県宮崎市において発生した無断伐採の損害賠償請求訴訟を対象に，司法行政によってどのように無断伐採が認定されるのかを検討し，山林所有者に求められる対策を検討した。訴訟では素材生産業者の境界の認識が争点の一つとなった。境界は，その地域を熟知する人物の証言によって確認されたものの，境界木および字図といった物証が表示方法として不十分であると司法行政により判断された。これらのことから，隣地所有者のみとの境界の認識と，その地域内でしか通用しない表示方法の不確実性が指摘でき，今後予測される主伐の拡大に対し，現地の状況に疎い第三者が認識できる境界の表示の必要性が示唆された。

キーワード：誤伐，盗伐，山林仲介業者，境界不明山林，立木売買

I. はじめに

合法木材の流通と利用の推進を目的とし，2017年に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が施行され，木材関連事業者による合法性の確認が求められることとなった。一方，日本国内において無断伐採^{注1}が増加していることが報告されている。林野庁（2017）が全国の都道府県を対象に実施した調査では，2017年4月から2018年1月にかけて，行政および警察に対して62件の無断伐採の相談が寄せられた。そのうち九州・沖縄地方が最多の33件を占め，国内最大のスギ丸太の生産量を有する宮崎県において最も深刻な問題となっている。

森林犯罪は，司法実務家の森林および林業に関する専門知識の乏しさと，自然環境と犯罪事象との関係性に関する研究の乏しさから刑事手続が困難であるとともに（益田，1952），盗伐は森林資源もしくは山林所有者に対して最も被害を与える森林犯罪であると位置づけられてきた（土井，1925）。そして，山林所有者が講じるべき盗伐対策として，他人を錯誤させる，もしくは口実を与え犯罪を免れる余地を与えないため，所有境域を明確に表示することが最も重要であるとされてきた（新島，1912）。しかし，山林の境界画定は進んでおらず，2019年時点の地籍調査^{注2}の進捗状況は全地目では52%完了^{注3}していることに対し，山林では45%に留まる（国土交通省，2019b）。さらに，不在村者の増加（林野庁，2018），山林の過少利用による境界の物証の消失や，地域を熟知する人証の高齢化により，境界画定がさらに困難化することが危惧されるとともに（国土交通省，2019a），境界不明山林における無断伐採が問題となっている（林野庁，2019）。

素材生産に目を転じると，戦後造成された人工林資源が本格的

な主伐期を迎え（林野庁，2018），主伐促進を志向する「新たな森林管理システム」（田家，2018）の開始により，主伐が今後拡大することが予想される。

宮崎県では，その温暖な気候から人工林の成長が早く，すでに主伐による素材生産が多く，山林仲介業者を介した立木売買が広く見られる（薛ほか，2015）。しかし，零細分散山林所有構造と不在村山林所有者の存在を背景に，山林仲介業者による伐採届の偽造を通じた盗伐が報告されている（御田ほか，2019）。これらのことから，山林境界が不明瞭なまま今後の主伐が拡大した場合，山林仲介業者を介した立木売買の増加に伴い，無断伐採が増加する可能性を否定できない。

不明瞭な山林境界は，故意を有する盗伐か誤伐なのかの判断を困難にし，法的対応の障壁となっている（日本林業調査会，2018）。そこで本研究では，民事訴訟において司法行政において無断伐採が認定される条件を検討し，山林所有者に求められる無断伐採対策とその課題を明らかにすることを目的とする。

II. 方法

司法行政においてどのように無断伐採が認定されるのかを検討するにあたり，本研究では判例に着目した。判例とは裁判所の判断であるが，それはのちに別の事件を裁判するとき先例となり，他の事件にも適用できる一般性を有していることが求められる。そして，司法実務家は判例を尊重し，それに従うべきであるとする「判例の拘束力」を有している（中野，2011）。また，森林犯罪研究における判例に代表される裁判記録の分析が不十分であることも指摘されている（潮見，1957）。

そこで本研究では，司法行政によってどのように無断伐採が認

^{*1} Onda, N., Chinen, Y. and Owake, T. : Examination of judicial judgment conditions for timber theft cases: an analysis of the issues of civil lawsuits in southern Miyazaki Prefecture.

^{*2} 九州大学持続可能な社会のための決断科学センター Inst. Decision. Sci. Sus. Soc., Kyushu Univ., Fukuoka 810-0395, Japan

^{*3} 九州大学大学院農学研究院 Fac. Agri., Kyushu Univ., Fukuoka 810-0395, Japan

定されたのかを検討するため、宮崎県宮崎市の山林において発生した無断伐採の損害賠償請求事件^{注4}を対象とし、その争点と判決にあたり示された裁判所の見解である判示から整理を行った。

Ⅲ. 結果

1. 事実の概要

本事件は、宮崎市に山林（以下、「本件山林」とする）を所有する原告Aが、山林仲介業を営む被告Xとその内縁関係にある被告Y、および素材生産業を営む被告Zに対し、被告らが隣地所有者の訴外^{注5}Bの土地の立木を伐採（以下、「本件伐採」とする）した際に、原告所有の立木まで伐採したとして、共同不法行為^{注6}にもとづく損害賠償請求の訴えを提起したものである。2014年7月、原告の親類が本件山林を見に行った際に原告所有の杉が伐採されていることに気がつき、原告に連絡したところ原告に覚えがなかったため、本件伐採が発覚した。

2. 争点および当事者の主張

(1) 争点1：本件伐採による本件山林上の立木伐採の有無

争点1に関し、原告は本件伐採により本件山林上の立木全部が伐採されたと主張した。XとYはそれを否認し、Zは本件伐採により本件山林近辺の立木を伐採したことを認めたが、本件伐採により本件山林上の立木が伐採されたことは知らないと回答し、その訴えを否定した。

(2) 争点2：被告らの共謀、および故意または過失の有無

原告は、被告らが共謀し、故意もしくは過失により本件山林上の立木を皆伐、搬出して窃取したと訴え、仮に故意がなかったとしても、被告らには過失があると主張した。その過失を裏付けるものとして、XとYがBから本件隣地上の立木売却を委任されているとする主張に対し、BがXおよびYに、Bが所有する本件隣地上の立木の売却を委任した事実はないことを示した（主張①）。

また、本件伐採範囲は、境界を誤ったということでは到底説明できないほどの広範囲に及び、当然に認識し得たと主張した（主張②）。さらに、伐採された切株のうち、本件山林内の切株の年輪が72年であることにに対し、本件隣地の切株は65年ないし66年であり樹齢が異なること、および本件山林がスギの人工林であるのに対し、本件隣地は雑木林であることから、素材生産の専門業者であれば、植生の違いから境界は一目瞭然であると主張した（主張③）。そして、本件伐採後の調査の際、本件山林と本件隣地との間で発見された白色のビニール紐は、本件伐採時に境界として示されたビニール紐を越えて伐採が行われたことを窺わせるものであると主張した（主張④）。

これらの原告の主張に対し、XとYは全て否認した。また、過去にXとZとの間に取引上の諍いがあったことからZがXとの契約を望まなかったため、YはXに名義貸しをしただけだと共謀を否定した。素材生産業者のZは、Bの所有であると信じてXおよびYから立木を買い受け、隣地所有者の立ち会いの下で境界確認をしたとXから説明を受けたこと、そして現地でも赤いテープで囲まれた範囲がBの所有部分であり、伐採部分であると説明を受けた上で、その範囲内を伐採したと反論した。また、現場は樹木の種類で土地の境界が判別できる状態ではなく、故意お

よび過失はないと反論した。

(3) 争点3：原告の損害

原告は立木損害額を、登記簿に記載される面積が過小であることを理由に、森林簿に記載された面積（3,200m²）を採用したうえで、本件伐採後に森林組合に委託して実施した10m四方のプロット調査の結果から、原告所有の山林上の立木数が256本と概算した。そのうえで、生産経費を控除せずに算出された原木価格、森林調査費、および伐採行為により害された精神的平穏の慰謝料を損害額として提示した。これらの損害額の提示に対し、被告らは立木本数および面積が正確ではないと反論し、森林調査費および慰謝料についても承知しなかった。

3. 裁判所の判断

(1) 争点1：本件伐採による本件山林上の立木伐採の有無

争点1は、本件伐採後に現地確認を行った証人の証言によって、本件伐採によって原告所有の土地上の立木も伐採されたと判断された。「本件伐採後に現地確認したところ、本件伐採範囲は本件山林の全体に及んでいた。本件山林周辺の状況について、本件山林は杉が植林された杉山であるのに対し、本件隣地は雑木林の方が多く、スギがまばらな雑木林である、本件山林には境界を明らかにするために一ツ葉が植えられていた」とする証言に対し、証言内容は「一部あいまいな部分が存在するものの、同人が長年にわたって本件山林及びその周辺の状況を知る者であり、本件山林周辺の状況について殊更に真実と異なる供述をする動機等もうかがわれない」ことから、本件伐採によって本件山林上の立木全部が伐採されたことを認めた。

(2) 争点2：被告らの共謀、および故意または過失の有無

争点2は、まず裁判所によって認定事実が判断された。「被告X^{注7}はZに立木売上の仲介役と称して本件隣地の所有者であるBから上記土地上^{注8}の立木の売却の委任を受けたと説明して、上記立木の買い受け及び伐採を持ちかけたうえ、同月^{注9}17日、被告Xの内縁の妻である被告Yが、被告Zとの間の売買契約の名義人となって、被告Zに対し、本件隣地等の土地上の立木を代金等85万円で売却し、被告Zは、その頃、上記代金を支払った。

被告Xは、本件伐採に先立ち、本件伐採範囲を赤いテープで囲んだ上、その現場付近において、被告Zに対し、上記の赤いテープで囲まれた部分が伐採する部分である旨説明した。

被告Zは、本件伐採範囲の現場付近において、上記の説明の他、本件隣地周辺の字図^{注10}と現地の形状とを目視で照らし合わせた上、おおむねその形状が合致していると認識し、下請け業者に依頼して、被告Xから指示説明を受けた範囲を伐採（本件伐採）した。

これらの認定事実に基づき、XとYの故意および過失が判断された。その判示は「Bが被告X又は被告Yに対して本件隣地上の立木の売却を委任した事実については、上記事実がなかったと断ずることはできない。被告Zに対し、無権限で本件隣地上の立木を売却して本件伐採をさせたものと認めるにたりない」と、XとYがBから無権限で立木をZに売却したとする主張①を否定した。

そして主張②に対し、「被告X又は被告Yが、本件伐採に先立ち、Bの立ち会い等による境界の確認を行ったことを窺わせる証

拠はない。Bの立会いによる境界確認など山林の取引において通常行すべき基本的な確認を怠ったことが認められるというべきであり、同認定を妨げる証拠はない。その伐採を指示し、被告Zをして本件伐採させたことについては、少なくとも過失があるというべきである」と過失を認定した。そして、「被告Xおよび被告Yがした行為の態様及び両被告が内縁関係にあること並びに弁論の全趣旨によれば、本件伐採に係る両被告の一連の行為は、両被告が意を通じて行ったものと推認することができる。共同不法行為を構成するというべきである。民法719条^{注11}に基づき、原告の損害を賠償する義務を負うことになる」と山林仲介業者であるXとYの過失が認められた。

一方、素材生産業者の被告Zについては、「本件伐採範囲が被告Yから買い受けた本件隣地上の立木の範囲と合致していると認識して本件伐採を行ったことが認められ、本件山林上の立木を伐採することについて故意があったと認めることはできない。過失の有無は、被告Zが被告Xから現地において具体的に指示説明を受けていたことや、被告Xと訴外Bとの間で現地立会をした旨の説明も受けていたことに加え、一般的に山林と字図との照合によってその同一性を判断することは必ずしも容易でないことにも照らすと、被告Zが、伐採業者であることなどを踏まえても、本件伐採に際し、被告Xから指示説明を受けた上記の範囲が本件山林に及んでいることを通常の注意によって認識し得たとまで認めることはできない」と過失は認定されなかった。

原告による、立木の樹齢や植生の違いから境界を認識することが可能であったとする主張に対し、「本件山林上の立木と本件隣地上の立木の樹齢に明らかな差があったことはいずれも認められない。また、本件山林が杉山であるのに対し、本件隣地が雑木林であるという植生の違いがあるとしても、被告Zが、被告Yから本件隣地上の立木を買い受けた際、本件隣地がスギの少ない雑木林であるとの説明をうけたことはいずれも認められないから、上記植生の違いから、本件伐採範囲が本件隣地とは異なることを認識し得たということもできない」、「現地を初めて見る第三者が特段の説明を受けることもなくこれらを容易に認識することができたとは認めるとはならない」と判断し、主張②を否定した。また、主張③に対しては、ピニール紐が本件伐採時に示された境界であるとする証拠がなく、被告の過失を示すものではないと否定した。

これらの判断から、裁判所は「不法行為の成立条件である故意及び過失を認めることができない」ことから、Zの責任は問われなかった。

(3) 争点3：原告の損害

原告は森林組合に調査を依頼し、本件山林の一部分である10m²内に存在する立木数8本及び本件山林の森林簿上の面積(3,200m²)から、本件山林上の立木数を推定し、立木被害額を算出した。裁判所は、この算定方法の合理性を認めたいので、Zが証言した本件伐採による立木の伐採本数とも著しい乖離がないことから、損害額算定の前提として用いることを認めた。しかし、「立木は、伐採された上で原木として生産、販売されることを前提に植林されたもの」であり「生産及び販売の過程で必然的に生じる上記の生産経費は、その価値を評価するに当たって控除するのが相当である」として、生産経費を控除することが求められた。また、立木調査関連費用の発生は本件不法行為との因果関係が認

められたが、慰謝料については立木と調査費用の賠償では慰謝できないほどの精神的損害ではないと判断され、認められなかった。

IV. 考察

本研究は、山林仲介業者と素材生産業者とが共謀し、境界を越えて原告所有の立木が無断伐採されたことが提起された損害賠償請求事件の判示をもとに、無断伐採がどのように司法行政に認定されるかを検討した。

訴訟において、まず争点となったのは伐採が隣地との境界を越えて行われたかどうかの判断であった(争点①)。ここでは、現地を詳知する人物の証言によって境界が認められ、原告所有の立木が無断伐採されたことが認められた。そして、この争点①における原告の主張が認められたことで、争点②の山林仲介業者および素材生産業者の故意および過失の有無が判断されることとなった。そして、裁判所は立木売買契約において基本的な確認作業である山林所有者との現地立会による境界確認を山林仲介業者が怠ったと判断し、山林仲介業者の過失と損害賠償の責任を示した。原告は素材生産業者に対し、原告は素材生産業者に対し、隣地と原告所有の山林との植生の差違、および植林木の樹齢の違いから境界を認識することができたと主張した。しかし、裁判所は植生の違いを山林仲介業者からの説明がない限り素材生産業者は認識することはできないと判断した。また、境界線に「一ツ葉」が植えられていたことに対しても、現地を初めて見る第三者は認識できないと判断した。また、字図についても境界線を厳密に判断する際の証拠能力に欠いていると判断された。これらの理由から、山林仲介業者を介した立木取引であり、山林仲介業者からの説明を信じて伐採を行ったと判断され、故意と過失は立証されず賠償責任は問われなかった。

争点3からは、本件山林は地籍調査が未実施であり、登記の面積情報が実態と乖離している状況が被害額算定の支障となっていることが示された。また、立木被害額は変動する立木の時価から生産経費が控除されて算出されることから、山林所有者が望む金額の保障が受け入れられない可能性が考えられる。

これらの判示から、司法行政は隣地所有者との二者間での境界の認識と、「一ツ葉」にみられる地域内で慣習的に境界として認識される物証が表示行為として不十分であると認識していることが示された。

素材生産業者による素材生産の多くは、山林所有者からの委託もしくは立木販売を通じておこなわれ、山林仲介業者を介した立木売買も広く行われている。山林仲介業者を介した立木売買は、素材生産業者を山林仲介業者が選定することから、その地域の状況に疎い業者によって伐採が行われる可能性が十分にある。この場合、地域特有の境界の表示方法が認識されない可能性がある。

これらのことから、本稿が対象としたような山林境界が不明瞭な場所において主伐が拡大した場合、無断伐採が発生する可能性が高まると考えられる。そして、その山林境界を詳知する人物がいない場合や境界が不明瞭な場合に無断伐採の立証が困難となり、山林所有者の損害賠償の権利が認められないことが懸念される。

人工林が主伐期を迎えたといわれるなかで、山林所有者にとって第三者が容易に認識できる標識の設置が、財産としての人工林

を保護するうえで重要となる。また、立木売買契約にあたり、山林仲介業者だけでなく素材生産業者との現地立会を行い、山林境界を確認したうえで伐採を行うことが求められる。山林境界の確定と表示は、素材生産の効率化だけでなく、山林所有者の財産保護の観点からも重要であり、行政に対しても山林境界の確定と表示行為の推進を支援する取り組みが求められる。

V. 謝辞

宮崎地方裁判所から資料閲覧の機会を頂き、ここに感謝する。なお、本研究は「2018年度木材利用システム研究基金」および「科学研究費補助金（JP 19 K 20509）」を受けて実施した。

注

- 注 1. 盗伐と誤伐との総称として「無断伐採」と呼称される。盗伐が刑事犯であることに對し、誤伐は犯罪の構成要件である故意もしくは過失を充足しないことから犯罪とならない。
- 注 2. 「国土調査法」にもとづき、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積と面積を測量する調査。
- 注 3. 全国土面積（377,880 km²）から国有林及び公有水面等を除いた面積から算出（国土交通省、2019 b）。
- 注 4. 宮崎地方裁判所、平成 28 年 8 月 29 日判決、平成 26 年（ワ）第 551 号。
- 注 5. 訴外は当事者である原告および被告以外の者を指す。
- 注 6. 共同不正行為とは、複数の者が共同で不法行為を行うこと。
- 注 7. 判示内には個人名が記載されているが、本稿では個人名の公開を伏せた。他の部分も同様に扱った。
- 注 8. 本件山林の隣地山林である B が所有する土地。
- 注 9. 同月は 10 月を指す。
- 注 10. 公図とも呼ばれる。明治期の地租改正に伴い作成された、

山林所有者の位置が大まかに記載された地図。

注 11. 民法 719 条において共同不正行為が規定される。

引用文献

- 土井藤平（1925）改訂森林保護学，209 pp，中川錦堂出版部，東京
- 国土交通省（2019 a）山林境界基本調査．URL: <http://www.chiseki.go.jp/plan/sansonkyoukai/index.html>（2019 年 11 月 3 日利用）
- 国土交通省（2019 b）全国の地籍実施状況．URL: <http://www.chiseki.go.jp/situation/status/index.html>（2019 年 11 月 3 日利用）
- 益田義孝（1952）林業経済 5（7）：1-10
- 中野次雄（2011）判例とその読み方（三訂版）（中野次雄編），有斐閣，東京，3-127
- 林野庁（2017）無断伐採に係る市町村等への相談等の件数．
http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/attach/pdf/180309_15-1.pdf（2018 年 11 月 28 日利用）
- 林野庁（2018）平成 29 年度森林・林業白書，246 pp，林野庁，東京
- 林野庁（2019）平成 30 年度森林・林業白書，279 pp，林野庁，東京
- 日本林業調査会（2018）林政ニュース 575：4-5
- 新島善直（1912）森林保護学，542 pp，裳華房，東京
- 御田成顕ほか（2019）日本森林学会誌 101（5）：207-213
- 田家邦明（2018）農業研究 31：203-255
- 潮見俊隆（1957）森林犯罪の法社会学的研究：歴史過程の分析（潮見俊隆編），105 pp，林野庁，東京
- 薛佳ほか（2015）林業経済研究 61（10）：108-117
（2019 年 11 月 6 日受付；2019 年 12 月 31 日受理）